

第32回日本弁護士連合会市民会議議事録

日時：平成23年12月12日（月）15時30分～17時30分

場所：弁護士会館16階来賓室

出席者：（委員）

議長 北川 正恭（早稲田大学大学院公共経営研究科教授）
副議長 豊 秀一（朝日新聞大阪本社社会部次長）
長見 萬里野（全国消費者協会連合会事務局長）
清原 慶子（三鷹市長）
ダニエル・フット（東京大学大学院法学政治学研究科教授）
中川 英彦（前京都大学大学院教授）
松永 真理（バンダイ社外取締役）
湯浅 誠（反貧困ネットワーク事務局長）

（日弁連）

会長 宇都宮 健児
副会長 澤井 英久、中村 利雄、水谷 賢、松岡 茂行、新里 宏二、
三木 正俊、宮崎 浩二
事務総長 海渡 雄一
事務次長 岡田 理樹、市毛 由美子、中西 一裕、二瓶 茂、鈴木 啓文、
野口 啓一
広報室室長 生田 康介

以上 敬称略

1 開会

（中西事務次長）

それでは、第32回の日弁連市民会議を始めます。

今回から新しく委員に就任されました湯浅誠委員にご参加いただいております。湯浅委員は、反貧困ネットワークの事務局長として活躍されています。後ほど、ご挨拶を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、日弁連側の出席者の紹介をいたします。

（宇都宮会長）

会長の宇都宮です。よろしくお願いいたします。

（松岡副会長）

副会長の松岡です。宮崎県から来ております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

(新里副会長)

副会長の新里でございます。被災地の仙台の出身でございます。よろしくお願いいたします。

(中村副会長)

副会長の中村利雄でございます。京都から来ております。よろしくお願いいたします。

(三木副会長)

副会長の三木正俊です。札幌弁護士会に所属しております。

(水谷副会長)

同じく副会長の水谷賢と申します。岡山弁護士会の所属です。よろしくお願いいたします。

(宮崎副会長)

同じく副会長の宮崎浩二と申します。香川県弁護士会所属でございます。よろしくお願いいたします。

(生田広報室室長)

広報室室長を務めております生田と申します。東京で弁護士をしておりますが、出身は鳥取県です。

(海渡事務総長)

事務総長の海渡でございます。

(岡田事務次長)

事務次長の岡田です。よろしくお願いいたします。

(鈴木事務次長)

事務次長の鈴木です。よろしくお願いいたします。

(野口事務次長)

事務次長の野口です。よろしくお願いいたします。

(中西事務次長)

それでは次に、配布資料を説明いたします。議題1「司法改革の検証について(法曹養成と法曹人口)」、議題2「東日本大震災・原子力発電所事故等に対する復興支援について」、いずれも継続議題でございまして、資料番号 32-1 から 32-2 までを1つの冊子にまとめたものを事前送付資料としてお送りしております。それから、日弁連新聞 453 号のコピー、前回の議事録案もお送りしております。

本日お配りした資料は、資料 32-2-2、東日本大震災に関する日弁連の取組みについてというものです。それから、前回もお配りしておりますが、法曹養成制度の改善方策についてというパンフレットも机上に置かせていただいております。

また、本日は、今月新たに発刊された弁護士白書も机上に置いております。表紙をご覧いただければわかるように、刑事司法に関する諸課題など3つの特集を組んでおります。弁護士活動全般が直面する課題に即して作られているのがこちらの弁護士白書でございますので、ぜひともご参照していただければと思います。次回からは据え置き用のものをご用意いたしますので、今回、机上に置かせていただきました弁護士白書は、ぜひともお持

ち帰りいただきますように、よろしくお願いいたします。

それから、今回の市民会議でも、ホームページに掲載する「今週の会長」のカメラ撮影が入りますので、場合によってはお顔が入ってしまうかもしれません。よろしくお願いいたします。

それでは北川議長、進行をお願いいたします。

2 開会の挨拶

(北川議長)

委員の皆様、お忙しい中ご出席くださりありがとうございます。今日は、古賀申明委員が所用のためにご欠席でございます。

それでは第 32 回の市民会議を開会させていただきます。

3 宇都宮健児日弁連会長挨拶

(北川議長)

最初に宇都宮健児日弁連会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

(宇都宮会長)

市民会議委員の皆さん、ご苦労様です。あっという間に師走になってしまいました。東日本大震災発生から昨日で9か月が過ぎました。日弁連もこの間、被災者支援をずっと行ってきていますが、残念ながら被災地の復旧復興は、まだまだこれからというところかと思えます。新聞の報道によりますと、避難されている方が今も33万人を超えているということで、まだ被災者の皆さんは本当に大変な状況に置かれているのではないかと思います。また、亡くなった方、行方不明の方も2万人弱いらっしゃると思います。

前回は報告しましたが、日弁連は、被災地の弁護士会や全国の弁護士会、それから日本司法支援センターの皆さんと協力して、被災者の無料法律相談を続けていまして、今まで3万2,000件を超える相談を受け付けています。その相談を踏まえ、74本の東日本大震災に関する意見書や会長声明を出しています。そして、その意見書に基づく政策提言、立法提言については、政府や与野党に働きかけまして、直近で言いますと、先の臨時国会で11月21日に事業者向けの二重ローン対策法、東日本大震災事業者再生支援機構法が成立しております。個人向けにつきましては、個人債務者の私的整理に関するガイドラインというのが8月22日からスタートしております。また、原発被害者の救済については、原子力損害賠償紛争解決センターが、東京事務所が9月1日から、郡山の事務所が9月13日からスタートしてまして、こういう制度の活動の支援をやっていきます。率直なところを言いますと、いろいろ弁護団をつくって支援活動はやっていきますが、この二重ローン対策の利用がなかなか進まない。それから原発の損害賠償紛争解決センターに対する申立なども、なかなか進んでいないのが現状です。

その背景として、特に原発の問題については、被災者の皆さんが落ち着いて損害賠償を

求めるような環境にまだまだ置かれていないのではないかと強く感じています。先日、私は、双葉郡大熊町の女性の司法書士さんにお話を聞きました。大熊町は原発から4キロのところですが、そういう人たちが避難しましたので、その女性の司法書士さんは、昔の依頼者と連絡を取りながら引き受けた事件をフォローすることをしていたようです。多くの被災者が子どもさんは母親と県外に避難して、そして父親は勤務先の移転先に移転して、祖父母は役場機能の移転先と一緒に移転している。家族がバラバラになっているということでした。そして、いつ一緒になるかわからないというような話が山ほどあるんだと。つまり、家族自体が元に戻っていないわけですね。

私が一番印象に残った話は、彼女が面倒みていた老夫婦の話です。おばあさんのほうの依頼を受けていたのですが、おじいさんは大熊町の病院に入院していたそうです。いつも見舞いに行っていたのですが、この原発の事故で、おばあさんのほうは大熊町が借り上げた温泉旅館の一室に避難されて、おじいさんのほうは神奈川の病院に避難して、離れてしまった。ところがおじいさんが病院で亡くなった際に、最初は、その亡くなったことを知らされていなかったそうなんです。そして、数日後にやっと知らされて病院まで行って、遺体と面会して、知らない土地で火葬して、遺骨だけ温泉旅館に持ち帰ったらしいのですが、その温泉旅館は普通のお客も泊まっていますから、迷惑かけるのは申し訳ないと思って、お線香も上げられない。遺影として飾る写真をとったが、全然持ってきていない。今一時帰宅を認められているのは若い人で、高齢者は認められていないようです。そして、そのお骨を納骨しようにも、警戒区域ですから、納骨もできない状況なんですね。結局は温泉旅館の一室で遺骨を眺めながらずっと暮らしていたと。そういうお年寄りがたくさんいるそうなんです。

そういう状況の中で確かに原発の損害賠償といっても、なかなか申立をする気持ちにならないのではないかと。生活がやっぱり落ち着いて、いろんなものが元の生活を取り戻してからでないと、損害賠償請求をやろうという気にならないのではないかとこの話を聞いて感じました。その女性の司法書士さんも元の生活を取り戻すのは、原発の被害の場合は本当に大変だなとつくづくおっしゃっていました。津波や地震の被害であれば、元の住んでいたところへ戻れるわけですが、原発事故の場合はそうじゃない家族がたくさんいる。日弁連も本当に腰を据えて被災者支援を長期的にやっていかなければいけないなということをつくづく感じた次第です。

それから、後から報告があると思いますが、ずっと取り組んできた司法修習生の給費制の維持の運動ですが、残念ながら先の通常国会では政府提案の貸与制移行を前提とする裁判所改正案も、それから公明党が提案した当面2年間給費制を存続させる、その2年間のうちに全面的な法曹養成制度の見直しを図る、こういった修正案が、いずれも継続審議になりました。引き続き日弁連はこの給費制の維持の運動を市民連絡会や若手弁護士や司法修習生、法科大学院生でつくったピギナーズ・ネットの皆さんと運動を続けていく予定です。

ところで、一旦は11月1日から貸与制が施行されてしまいましたが、実は今年の新司法試験の合格者2,063人、そのうち62人が司法研修所に入るのを辞退しているんですね。このうち数名は私たちの集会に参加しましたが、既に法科大学院を出る前に1,000万円近くの負債を抱えている、毎月これから5万円の返済が始まる、そういう中で貸与を受けて、借金の返済をしていくということは、とてもできないということで内定をもらった他の就職先に就職する、こういう人が62人出てきています。毎年少しは辞退者がいたのですが、去年と今年が突出しているわけですね。

それから、われわれが聞く範囲では、相対的に経済的余裕のない家庭の合格者ほど、辞退されているということで、これはやっぱり貸与制は経済的余裕のない人を司法修習から排除することになるのではないかと。深刻な問題が既に発生しているのではないかと考えて憂慮しているところです。

それから、先月の11月30日に、日弁連が再審事件として支援していた福井女子中学生殺人事件につきまして、名古屋地方裁判所金沢支部で再審決定がなされました。今年は5月24日に布川事件で再審無罪判決がなされましたけれども、このところこういう再審無罪判決や再審決定が続いております。私自身、この当事者、あるいは支援弁護士に会っていつも感じるのは、無罪判決、再審決定はうれしいんですが、被告人はこの間長期間拘束されているわけですね。この人たちの人生はかえってこないわけです。再審というのは、私は国家権力による最大の人権侵害ではないかと思っておりますので、こういうえん罪を生まないような刑事司法の抜本的改革が急がれるのではないかと思います。裁判員裁判というのがスタートしていますが、裁判員裁判の中でもえん罪を生み出す構造がまだ残っていますので、この改革は改めて急がなければいけないなと思った次第です。

近々の日弁連の課題についてご報告をいたしましたけれど、特に被災地の復旧・復興が一刻も早く進むことを願って、日弁連はずっとこの支援活動を続けていきたいと思っておりますので、委員の皆様のご意見の忌憚のないご意見をいただければと思います。今日はどうぞよろしくお願いたします。

(北川議長)

ありがとうございました。

4 湯浅誠新委員挨拶

(北川議長)

それでは、続きまして、本年12月1日より、市民会議委員に就任されました湯浅誠新委員にご挨拶をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(湯浅委員)

こんにちは、はじめまして。湯浅と申します。

もともとは東京でホームレス支援というのをやっています、今はもうちょっと広く、いわゆる格差貧困問題に取り組んでいます。具体的には東京で「もやい」という団体で生

活相談を受けております。対象を限定せずに、生活に困った方はどなたでもどうぞというスタンスでやっていて、それが若干この間少し数は落ち着いてきましたが、2009年ぐらいは相談日のたびに50人来るといような感じでした。それが今大体30人ぐらいまで落ち着いています、まだまだ非常に多いという感じです。

それから、もう少しこうした問題を社会的に認知してもらおうということで、反貧困ネットワークという団体を2007年につくりまして、代表は宇都宮会長ですが、そこでいろんな現場を持っている団体が、もう少し声をあげられるような環境を作り、こういう問題があるという実態を指摘できるよう、例えばシングルマザーの団体の方、障がい者の団体の方などと一緒に取り組んできています。

それから、2009年からは、内閣府の参与をやらせてもらっています。具体的にはワンストップサービス、あまりたらい回しにしないで、1箇所ですべて受け止めて、われわれは福祉雇用一体化型支援と言ったりしていますが、従来の福祉制度にも、従来の雇用政策にも乗らない狭間の人たちが増えているので、その方たちの支援というのをワンストップでやろうというようなことで、幾つかモデルプロジェクトなど走らせながらやっています。

その関係で、今回震災が起こった後には、5日後ぐらいからでしたが、震災ボランティア連携室というのが政府の中にできまして、その室長を半年ばかり務めていました。今は復興対策本部のほうに吸収されてなくなりましたが、何だかんだで、そこでの被災地に通っていた経緯などがあり、その後もときどき被災地へ行っているということで、この間何だかわからないですけども、20キロ圏内で保護された片手の猫というのを保護することになってしまい、1匹猫を飼っていたのですが、2匹に増えてしまいました。

あとは政府の関係では、税と社会保障の一体改革というのがありましたが、この集中検討会議というものの一般委員というのも務めていました。これは最終的な報告の取りまとめに関与しない委員というちょっと中途半端な委員だったので、言わばなしという感じになってしまいましたが、そういったことにも関わっています。

ですので、こちらの市民会議では、そうした今までのやってきたことの視点に立って意見させてもらう機会などがあればと思っています。まだ、ここがどういう場か十分にわかっておりませんので、少しずつ追いつきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(北川議長)

それでは、湯浅委員、よろしくお願いいたします。

5 議事録署名人の決定

(北川議長)

では、続きまして、議事録署名人を決定させていただきたいと思いますが、順番で恐縮ですが、豊副議長と長見委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(承認)

(北川議長)

それでは、よろしくお願いいたします。

6 議事

(北川議長)

それでは本日の議題に入ります。お手元に配布されている議題のとおり進めさせていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

議題 司法改革の検証について(法曹養成と法曹人口)

(北川議長)

それでは、議題1「司法改革の検証について(法曹養成と法曹人口)」、中西事務次長から、ご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(中西事務次長)

法曹養成問題の担当事務次長として、中西から説明いたします。前回は実は議題として上がっておりましたが、時間の関係で報告だけして、ほとんど議論できなかったもので、その継続ということになります。前回会議から時間も開いておりますので、前回お話しした概要も含め、ご説明したいと思っております。日弁連の様々な直面する課題について、考え方と取り組み方針を説明させていただき、皆様のご意見、アドバイスを受けて、われわれの取り組みを充実させたいという趣旨ですので、よろしくお願いいたします。

まず全般的な説明ということで、黄色いパンフレットをご覧ください。法科大学院を中核とした新しい法曹養成制度が2004年に発足し、当初は4万人も法科大学院の志願者が集まりましたが、その後様々な困難に直面して、今では志願者が8,000人を切る状態になっています。この制度をつくる際に考えていた、多様な人材を法曹に迎え入れ、法曹の層を厚くし、社会生活の医師としての役割を果たすという点について、大きな問題が生じているといえます。

その原因として、一番大きなものは、司法試験の合格率が低迷していることです。さらに、最近新聞でも取り上げられているように、法曹になった後の弁護士の就職難も影響しています。司法制度改革が強調した企業や自治体等々も含めて、法曹が様々な分野に法の支配を徹底していくというような状態になっていない。法曹の活躍の分野が少なく、法曹になった後も十分にいい展望が開けていない。そういったことで、志願者の大幅減少という問題に直面しているわけです。

これに対して日弁連としては、パンフレットの2頁目に提言から を掲げております。最も大きな問題は、法科大学院が当初乱立状態になって司法試験合格者をはるかに上回る定員を抱え、そのために司法試験の合格率が低迷していることですので、この中の の法科大学院の地域適正配置を配慮しながら定員数を大幅に削減して統廃合を進めていくという点が最も大きな課題と思っています。併せて、法曹の職域拡大が今のところ十分に進んでいないことを踏まえ、2010年に3,000人に司法試験合格者を増やすという目標が達成で

きていない状況ですので、法曹人口についても再検討をしていく必要があるということが大きな点です。その他、給費制の問題に端的に示されている法曹養成過程全体を通じた経済的負担の大きさ、すなわち法科大学院の高額な学費に加えて司法修習も自己負担でやらなければいけないという経済的負担の在り方をもう一度見直すべきであるという点、さらに、司法試験については、現在の合格率で5年以内3回という受験回数制限が妥当か等々といった問題があるわけです。その他、ここに書かれているような全体的な見直し項目を掲げております。

最新の状況について、事前送付資料4頁をご覧ください。法曹の養成に関するフォーラムが、今年の5月に所轄官庁の申し合わせで設置され、議論されているのはご存じのとおりです。この4頁の資料については、前回の市民会議で配布しておりますが、まず懸案となっている給費制、貸与制の問題についてだけフォーラムの意見の取りまとめがなされ、貸与制を基本とした上で、個々の司法修習修了者の経済的な状況を勘案した措置、具体的には低所得層の弁護士について返還猶予期間を設ける措置にとどまりました。このような提言をフォーラムがまとめたことは、前回ご報告したとおりですが、先ほども会長の話にもあったとおり、これに基づく政府提案が今国会に出されましたが、審議継続の状態になっております。

今後のフォーラムの実施は来年になりますが、現状把握として法曹に関するニーズ、活動領域の拡大が可能かどうか、こういった議論から始めて、将来の法曹人口の検討、法曹養成制度全体の在り方の検討に進んで取りまとめに至るという計画が示されております。

ところで、今年の10月末で1年延期された給費制が一旦期限切れになり、貸与制が施行されたことを踏まえた日弁連会長声明が、1頁にある資料であります。

簡単に状況を申し上げますと、フォーラムが先ほど述べたような取りまとめをした後、問題は政治部門のほうに投げ返されまして、まず与党の中では部門会議、コアメンバー会議等々で検討された。その中では法曹養成制度全般について、非常に大きな問題を抱えているのでその議論をすべきだという声が非常に大きかったと聞いています。ただ、見直しの期間の間、給費制を維持するのか、貸与制を施行してしまうのかという点について、政府はフォーラムの意見を尊重した法案を提出したということであります。

これに対して公明党から給費制をその間維持して、政府案はそのまま施行しないという修正案が出され、先日の法務委員会では双方の案が検討されました。公明党の修正案について、戦後の司法制度の民主化の下で、統一修習制度が導入された経緯等々に遡ったかなり本質的な議論が委員会ではなされましたが、残念ながら今の政治状況の下で継続審議になって今日に至っています。

6頁から8頁までは、弁護士の登録状況に関する資料です。なかなか弁護士の職域拡大が進まず、就職状況が悪い状況の一端を示すものです。現行64期は、数が少ないのですが、それでも弁護士の未登録者が64名もいるということがわかります。

それから7頁は、弁護士未登録者の年次別の推移で、60期から64期現行までを年次ごと

に比べたデータです。一括登録時点をご覧ください。これは、新制度になって新試験を受けてきた人たちが修習を終えてすぐ弁護士登録した時点における未登録者の推移を表しています。新のところだけ見てもらいますと、32、89、133、214人というように一括登録時の未登録者数が非常に増えていることがわかります。特に合格者2,000人時代になってからの62期、63期は、133人から214人に増えておりまして、今年の新64期はこれをさらに大幅に上回る見込みであると言われております。これは非常に深刻な問題であるとわれわれは考えております。

8頁は、それを図表化したものです。特にこの新試験に受かった方が右側のグラフで示されているわけですが、一括登録時点での未登録者が非常に多いことは、これを見てもわかっていたかと思えます。もちろんその後1か月、2か月経過するうちに、多くは何とか登録にはこぎ着ける—これは「即独」と言われる、どこにも就職できないけれどもとりあえずは登録して活動を始めるという方も含めた数字ですが—、それでも最終的には登録できない方が一定数いらっしゃるということがわかると思えます。

こういったことも含めて、今後法曹制度全体の在り方について、法曹人口問題も含めた議論をして、司法改革の問題を検討していきたいと思っています。以上です。

(北川議長)

それでは、中西事務次長、ありがとうございます。この件に関しまして、ご意見、ご質問等、ご発言を委員の皆さんからお願いしたいと思います。

(清原委員)

ありがとうございます。三鷹市長の清原です。2点質問をさせていただきます。1点目、先ほど冒頭、会長のご挨拶の中で、せっかく合格されたのに、司法修習を受けない方が60名以上いらっしゃるということで、そういう方々というのは、大きく経済的理由ではないかとお指摘ありましたが、せっかく司法試験に合格をされて、難関を突破されたのに、その後の進路はどのようになっていらっしゃるのか、おわかりになる範囲で教えていただきたいと思えます。また、それを克服するために、経済的な保障ということを目録としてはず問題提起されているわけですが、そうしたことがなされれば、修習を受けないという方は減っていくのかどうか。その見通しについてお教えてください。

2点目、たまたま最近、私立で法科大学院を運営している学校法人の理事を務めていらっしゃる方とお話をする機会がありました。私立で、他の教育機関を運営されていて、その中で法科大学院についても取り組んできたけれども、大変経営・運営は厳しい。経営者として関わっている立場としてそう思うとおっしゃっていました。しかしながら、その意義は大きいので、弁護士会の皆さんが一生懸命教育の部分については参画をしながら、教育の質をどうにか保っているという実態があるとのことでした。

ですから、教育の機関として、教育の質を維持する上で、様々な地域で弁護士会の皆様が法科大学院に関わっていると思うんですね。そうでありながら今、だからこそなのかもしれませんが、今日改めてお配りいただきましたこの緊急提言の2番目には、「地

域適正配置と学生の貸与制確保の観点を踏まえ、統廃合を含めた方策を通じて法科大学院の一学年総定員を大幅に削減すべきです」とあります。関わっていらっしゃる、統廃合という非常に大きな問題提起をされているものですから、全国のこの法科大学院の取り組みに関わっていらっしゃる弁護士の皆様のご意見というのを弁護士会として集めた上でこれはご提言なのかどうか。確認をさせていただければありがたいなと思います。以上2点、よろしく願いいたします。

(中西事務次長)

まず、一番目の修習辞退者ですが、これは昔から一定数はいました。例えば企業内に戻ることを前提に企業に在職しながら司法試験を受けていて、受かってまた帰られる方などです。新制度になってから、社会人で法科大学院に来られる方がかなり増えましたが、司法試験に受かって司法修習制度は建前としては仕事を辞めなければならない制度なので、社会人の方にはそれでは困るので修習しないという方がいます。そうした修習しない人は、以前は多くて20人ぐらいだったのですが、会長の話にもありましたように今年は60人以上出ました。これはもともと予定されていた方ばかりではなく、何人かの声で実際に聞いていますが、貸与制が実施され、法科大学院時代、あるいは学部時代からの奨学金の負担に加え、修習貸与金の負担が300万ぐらい増えるために、弁護士の就職難もあって返す自信がないということで修習をしないわけです。

ただ、修習をしない方たちはほとんどが公務員試験に受かっているとか企業に就職が内定しているという方で、進路もはっきりしていないのに修習をしない方はおそらくいないと思います。ですから、非常に不安を抱えて修習をされる方の中には、そうした進路がはっきりしている方はむしろいいほうだという方もいるくらいです。正確な数字は調査されていませんので、どういう方がその60名の内訳かというのはわかりませんが、おそらく進路のはっきりした方だと思います。

それから2つ目の法科大学院に対する弁護士会の協力については、特に地方の拠点となるべき幾つかの法科大学院で、弁護士会と地元の自治体・財界が協力してつくったものはいくつかありまして、熱心に弁護士会で教授を派遣するなどの支援をしています。

ただ、熱心に取り組んでも優秀な学生が集まらないと思うような成果が上げられないため、苦況に陥っている法科大学院も少なくないようです。全国一律に同じような基準で統廃合を進めていくと、どうしても中央の大都市圏に集中して、地方の法科大学院は残れないということになってしまいます。しかし、それでは地方在住の法曹志願者の教育の機会を奪うことになりまして、地方への法的サービスの提供に地方の法科大学院は一定の役割を果たしていますから、地方への法的サービスを拓げるという意味でも好ましくないことなので、地域適正配置に十分配慮しながら、主に都市部の大規模法科大学院の人数を減らすという方向に重点をつけた統廃合を進めるべきだという考え方を示しております。

(清原委員)

はい、ありがとうございます。

(北川議長)

会長、何かご意見、よろしいですか。

(宇都宮会長)

先ほどお話ししたとおりで、企業から受けている方と、昔からあったのはやはり国家公務員試験を受けられる人で司法試験も受かっている方、そういう方が一定程度いたんですけど、それ以外の方が出てきているということですね。ただ、実務に近いものを、例えば企業に入って企業法務を7年間、あるいは省庁でもそういう法律関係のところに7年間いれば、登録ができる制度がありますから、むしろ修習は受けなくてこちらのほうに就職すれば収入は得られますから、奨学金の返済もできるわけです。

ただ、少なくとも私たちのところに来た方の中には、他の就職先に内定はしているけれども、やはり本当は司法研修所に行きたいという合格者が多く、もし給費制であれば研修所に行くつもりだったということが発言されている方がたくさんいらっしゃるということです。

それから、先ほど申し上げましたように、理事会というのは全国の弁護士会から代表が来ていますから、これは全国の弁護士会、弁護士の意見を反映した政策です。

(中川委員)

法曹養成制度につきましては、大変危機的な状況だという人も多くて、抜本的な解決という声が少し高まってきたというのは当然のことだと思いますし、大切なことだと思っております。それに関連して、根本的というか、基本的な疑問、問題点、反省点があるのではないかと前から私は思っております、それをちょっと申し上げたいと思います。

2つほどあるのですが、1つは、司法制度改革を開始する時点で、本来は議論すべきであったと思うのですが、我が国の法的サービスに対する需要といいますが、そういうものが人口の減少とか、あるいは国民性とかというものを考えまして、本当にそんなにあったのだろうかということ。つまり、大幅に法曹人口を増加しなければいけないような、そういう本当の需要というものがあつたのかどうかということについて、十分な議論がなされていないのではないかと。むしろわが国の場合は、量的な需要というよりも、質的な高度化といいますが、例えば知財とか医療とか、あるいは国際法務とかそういうことがよく言われるわけですが、そういう法務サービスの質的高度化というようなことに目を向けるほうが、より適切ではなかったのかと。つまり、改革の方向性が、少し違っていたのではないかなという、今から思うとそういう反省みたいなことになるのですが、その点が第1点です。

それからもう1つは、もっとより根本的な問題だと思うのですが、法務サービスというか、その法曹というものを法曹三者に限定して考えたわけですね。だけれども、社会的な法的サービスという観点から言いますと、法曹三者以外に、いわゆる準法曹、隣接職種といいますが、あるいは企業法務とか、そういうものを含めた広い、いわばロイヤーですよ、諸外国でいうロイヤーという考え方があつたのではないかと思うのです。そういう

社会に現在あるといいますか、法務サービスをいかに効率的に使い勝手のよいものにするのがいいのかという、そういう視点で、改革を始めるべきではなかったのかと。それを法曹三者というものに限って議論をしたところで、非常に壁に突き当たっているという感じがしてならないのです。だから、総合的な司法制度改革に結局はなっていないような気もしまして、これは非常に大きな問題ではないかと思えます。

だから、もし今後、基本的な問題点を議論するのであれば、やっぱりこういう大きな視点で、もちろんこれは法曹養成に非常に関連してくる問題でございますので、そういう視点からぜひ議論をしていただきたいと思えますし、それからこういう議論は結局法曹三者だけではだめだと思うんですね。やっぱりもっと広く、本当の利害関係者を入れて、そして徹底的にやるということが必要なのではないかと思えます。

これは、非常に長期的な議論でもありますし、そう簡単にできることではないので、とりあえずといいますか、法曹養成制度に限って、とりあえずこれだけはしてもらいたいなという点が1つあります。それは7割神話をもうはっきり修正していただきたいということです。7割神話というのは、勉強すれば7割程度の人が合格するだろうという、何となく漠然とした希望的な目標を立てて始まっていますよね。けれど、現実はそのが全く不可能でありますし、そういうふうにはなっておりません。けれども、例えば法務省のホームページなど見ますと、いまだに平成22年で合格者3,000人、それから平成30年でフランス並の5万人を達成するということが書いてあります。けれども、2,000人程度の合格者で、しかも就職ができないというのが現実ですから、目標と現実との間にもすごいギャップができています。けれども、法曹を志望する人は、やっぱりお国のやっていることから、学校へ行って勉強すれば何とかなるんじゃないかと、いまだにそういうふうに思っている人が結構おります。

したがって、これは悪い言葉で言えば二枚舌ですよ。ここのところはぜひ私は是正していただきたいと思えます。どのようにするかわかりませんが、正しいメッセージを法曹志望者に送って、そんな簡単な話ではありませんよということをきちんと伝えるべきだと思うのです。

これをするだけでも大変です。本当に基礎からやらなければ言えないわけですから、大変だと思うのだけれども、こういう浮動的な状況を放っておくのは、私は国民に対するやり方として、極めて不誠実だと思っております。この点は、日弁連の皆さんもぜひ声を上げていただきたいし、学生のためにやっていただきたいと思っています。以上です。

(フット委員)

東京大学のフットでございます。

まず、7割神話を是正すべきであるという中川委員のご指摘についてですが、私はその神話がもう完全に崩れていると思えます。何年か前、だいぶ早い段階で、7割というけれども、3割程度になるんじゃないかと確か朝日新聞が取り上げました。その記事が出たのは確かに2005年の秋でしたかね。その記事が出てから急に東京大学の法科大学院の雰囲気

が変わりました。志願者がこれだけ減っているというのは、7割神話がもう完全に崩れているからだと思います。しかも、純粹未修者、あるいは社会人、その合格率は2割以下で、それも皆がわかっているから、だからこそ純粹未修者、他学部出身者、社会人出身の志願者が激減しているように思われます。ですので、それをどのように法務省などがホームページに載せているかは、最近は見えていませんけれども、私どもが見た限りでは、入学してくる人たちは、もう現実をちゃんとフォローしているからこそ、志願者があれほど激減したのだと思います。

次は法務サービスのニーズについてコメントをさせていただきたいのです。先ほど出た話で、日本には隣接職種があって、だから他の国とは状況がだいぶ違う、というコメントがあって、これもよく言われます。しかし、果たして日本が特殊であるか疑問に思います。アメリカにおいても、例えば税理士に近いようなアドバイスをしたりする tax accountants や tax advisors、あるいは弁理士に近いようなアドバイスをしたりする patent advisors 等のように、隣接職種も数多く存在します。確かに、そういう隣接業で代理権を持っているかどうかという違いはありますけれども、日本における隣接業が行っているのと似たような仕事を、アメリカなどにおいても、弁護士以外の多くの他の業種が行っている、ということを指摘したいのです。日本だけが特殊であるようには思いません。

長くなりますが、今度は法的サービスのニーズの他の面について触れたいと思います。確かに改革審のイメージでは、法的サービスの需要は当然に多様化していく、ということでした。従来における日本における弁護士のイメージは訴訟代理人というイメージでしたが、今の世の中でそれ以外の様々な法的サービスが必要になるので、その多様化が期待されますし、多様化に従ってますます活動領域も広がっていくという前提で確かに議論をしていたものです。私はたまたま一昨日、司法アクセス学会に行ってきましたが、そこでも主なテーマは、高齢者、障がい者などのための権利擁護のサービスと被災地における法的サービスのニーズでした。その学会で改めて様々なニーズがまだまだあるように私は思いました。それは、訴訟代理人、法廷代理人としてのニーズでは必ずしもありませんけれども、例えば権利擁護関係で福祉との関係で様々な問題があり、そこでは法律の専門家なしでは福祉の専門家だけではなかなか対応できないものです。また、被災地に関しまして、被災者のためだけのニーズではなく、今後の計画形成のためには、新たな法律をつくっていく必要もありますし、あるいは都市計画などで町などにおいても、そういうニーズもたくさんあるわけです。そこでは地方自治体との連携、法律家との連携の必要性もあります。たまたま先月、岩手の宮古市ひまわり事務所の小口弁護士と話す機会がありました。彼はさらに進んで、各地方自治体には必ず法律専門家を置くべきであるというご意見でした。大震災後の彼自身の経験で、法律相談に加えて、計画形成、立法問題等を含めて、地方自治体には様々な法的ニーズがあり、だからこそ各地方自治体に法律的な専門家を置くべきであるというご指摘でした。アメリカでは法律家を置いていない地方自治体はまず考えられませんので、小口先生の話聞いて、日本においてもそれも必要だろうと思いました。地方自

治体における法律の専門家も法廷代理人とは全く違うイメージですが、そういったニーズもあるように思います。

話は少し変わりますが、不運なことにちょうど日本における法曹人口が増え始めた頃にリーマンショックがあって、リーマンショックで世界的に国際取引とか投資とか金融関係の仕事がずいぶん減りました。アメリカの法律事務所の大手事務所でも人減らしをしたりしていました。徐々ではありますが、最近そのような案件がようやく増えて来たようです。ここで指摘したいことは、そういった国際的な仕事も、法廷代理人とは違うイメージのもので、その他にも、企業法務の仕事も徐々ではありますがありますけれども、少しずつ弁護士がインハウスとして採用されるようになっていきます。私の考えでは、着実に、これまでのイメージ、つまり法定代理人としての弁護士のイメージは代わりつつあります。確かに、訴訟代理人というイメージがいまだに非常に強いから、一般的に日本人は訴訟以外の案件を弁護士に頼む、という発想にはなかなかありません。しかし、幅広いサービスを提供する専門職であるというイメージが定着すれば、自然に活動領域が広がっていくと思っています。これが法曹養成と深く関係するものです。

改革審は、従来の法曹の問題の一つとして視野の狭さを訴えました。しかも、当時の実定法7科目で法知識の修得中心で、合格率3%以下の司法試験の影響で、ますます法曹の視野が狭くなっている、という問題意識があったようです。その問題意識から、改革審は社会人、あるいは他学部出身者の入学を奨励し、また法科大学院の提供する教育は実務を重視するもので、多様で幅の広い教育を想定していました。あるいはまさに福祉や国際化を重んじた教育などというものも、改革審も予想していました。

實際上、当初は改革審の予想通りに多くの法科大学院が多様なカリキュラムに取り組んでいたように記憶しています。医療と福祉のプログラム、あるいは臨床教育のプログラム、あるいは国際化のプログラムなどに多くの法科大学院がずいぶん力を入れました。またそれなりに成果も上げていたように思います。何年か前、文科省の下で行われた調査で、司法研修所の教官の評価で新司法試験の合格者では、基本知識に関しては旧司法試験組に劣らないのみならず、コミュニケーション能力ですとか、倫理観等では優れているという評価は確かに出ていたように記憶しています。最初は創意工夫でいろんな魅力的なプログラムをつくって力を入れていましたし、弁護士会などのサポートで実務教育のプログラムなどをつくっていったのですけれども、私が今、特に心配しているのは、そういった動きだんだんと低下してしまっていることです。いう魔でもなくその主な理由は司法試験の低い合格率、そして司法試験の内容にあります。試験の内容に関して、以前よりは実務的なのか、事実をもとにした事例を使っていますけれども、まだまだ実定法の知識中心の試験です。その内容と低い合格率を合わせて考えると、学生はそれに向けた勉強をするし、ロースクールはそれに向けた教育を行います。私自身は国際化関係で勢いの低下の傾向を見てきましたけれども、この前の司法アクセス学会では福祉関係で、ある法科大学院は当初はずいぶん力を入れてきましたが、最近は学生も集まらないし、だんだんとそこから手

を引いているようである、ということを知りました。臨床教育の専門家から、その分野においても同じような傾向がある、と聞いています。

配布資料にある、日弁連の作った法曹人口と法曹制度に関するパンフレットのほぼ冒頭において、「法科大学院の修了者の一部に」法律の基本的知識、理解が不十分であるということは書いてありますが、私から見ると、知識が不十分であるのではなく、むしろ全く逆に知識ばかりを習得しようとして、他の能力、質が不十分であるように思います。これはアメリカの場合は弁護士会が実務、スキル教育の必要性、あるいは国際化の必要性などを訴えて、弁護士会がずいぶん力を入れて、ロースクールに対してそのようなプログラムを充実させるように働きかけてきました。そしてロースクールがそのような要請に応じて、そういったプログラムを実施させてきました。振り返ってみると、日本の場合も弁護士会は早い段階から実務教育に力を入れたからこそ、そういうプログラムができました。だんだんとそのようなプログラムが低迷して、低下してしまうことは、私から見ると法曹養成の一番大きな問題であって、まさにそういうことを取り上げていただきたいのです。

その関係で司法試験の合格率もさることながら、司法試験の内容の見直しが必要であるように思います。改革審の意見書では、司法試験の内容は法科大学院の教育に沿った内容になるはずでしたが、全く逆で、今は法科大学院の教育が、司法試験の内容に沿ったものになってしまっています。私から見ると、これが一番大きな問題です。こんなに合格率が低いことを考えますが、どうしてもそうなりますので、司法試験の内容の抜本的な見直しが必要であると思います。

(中西事務次長)

フット先生がおっしゃった当時の問題点はわれわれも認識しておりまして、この黄色いパンフレットの7頁の司法試験の1項目を見ていただきますと、司法試験の態様が法科大学院教育に好ましくない影響を与えている現状に鑑み、司法試験の在り方を見直すべきだと提言しています。知識を偏重した試験で重い負担をかけると、法科大学院教育が歪むので、改めるべきだという趣旨です。具体的には、司法試験の科目や出題範囲の見直しということになります。

それと同時に、基本的な法律知識がおろそかになっている人が増えているので、そこはちゃんとやってくださいと申し上げております。

(フット委員)

1点だけの追加として、その影響であるかどうかわかりませんが、共通の到達目標が最近出来上がりました。これはロースクール修了までに到達すべきものでありますけれども、それを見ますと、司法試験に出る実定法科目が200ページ以上を占めています。その科目の概念、学説、原理原則が非常に詳細に載っています。対照的に、実務スキルに関しては皆無に等しいものになっています。ますますそういう知識偏重の制度になっていくのではないかと危惧しております。

(清原委員)

冒頭質問させていただいた全国の法科大学院の抜本的な統廃合を含めた検討の中には、法科大学院だけをとりえるのではなくて、特に私立大学のときは、総合的な経営の質が問われ、私学助成の事柄もございますので、正に大学経営の中に法科大学院をどう位置づけるかという課題の影響が、よい意味でも、また悪い意味でもあると思うんですね。ですから、フット先生もおっしゃったように、法科大学院の経営がそれを持っているがゆえに、他の大学の経営に支障を与えるというような、そういう問題意識を持っていらっしゃる方も少なからずいらっしゃるならば、私は、法科大学院で養成していただく人材のビジョンというか、そういうものと実態が不適合を起こしているということ、それだけではなくて、大学経営をされている方の視点の提示があることによって、日弁連の皆様だけが問題意識を持って発信をしていくだけではなく、「高等教育に関わる皆様の中での法科大学院というものの意義とか課題は何か」というような、そういう問題意識からも問題提起がもっともっとあるとよいと思います。そうすれば、日弁連の方だけが問題意識をもってこの問題に取り組むことにとどまらず、もっと多様な立場の方が法科大学院の問題についての気づきやあるいは解決策をご提言いただけるのではないかと思います。国立大学の場合にはまた別の経営の方向がありますので、一様ではないのですが、やはり大学基準協会という組織が質の評価などをするとき、おそらくは法科大学院の現状というのは必ずや問題の所在を示してくると思いますので、ぜひ法科大学院単体の問題だけではなくて、日本の高等教育の中の、特に専門家を養成する教育の課程の問題として、例えば文部科学省の中央教育審議会の高等教育部会などでも、おそらく大きな話題になるだろう問題だと思います。そういうところにも働きかけていくのは、有効ではないかなと感じました。以上です。

(宇都宮会長)

まず、中川委員が指摘されたことは、今、日弁連でいろんな委員会をつくって全会的な議論をしていますが、共通した問題意識を持っています。やはり法曹人口政策というものは、具体的な法的な需要とか、あるいはもう1つは司法基盤整備というのがかなり重要な面があるのではないかと思います。そういうことを踏まえた議論があまりなされていなかった。もしそれを踏まえたなら、おそらく数年ごとに検証してどれだけ法的需要が増えたからこれだけ増員できると、そういうスキームもつくれたのではないかと思います。その法的な需要というものの問題が十分検証されなかったというのはそのとおりだと思います。

それからもう1つ、司法基盤整備で、フット委員は、いろんなニーズはありとおっしゃいました。そのニーズを具体化するための司法基盤整備というのが合わせていかないと、弁護士や司法にアクセスする場合の費用負担の問題が解決されないとニーズが顕在化しないのです。これは以前お話ししたかと思いますが、低所得者やホームレスの支援とか、あるいは被災地でも今問題になっているんですが、お金のない人が、弁護士に依頼する場合に、法律扶助を利用できないと、いくらニーズがあるといっても、アクセスができないのです。そして、今の法律扶助制度というのは、裁判関係事案しか対象としていないのです。

ね。例えば、本当に困った人がいて、多重債務の債務整理をして、だけど生活が成り立たないから生活保護の申請をする。生活保護の申請手続きは行政手続ですので、扶助の対象にならないのです。そういうニーズはたくさんあるのですが、それは手弁当でやるしかないのです。それで、そういうことに対しては、われわれは扶助の対象にすべきだと言っていますが、そういうものがないので、会員から特別会費を取ってそういう手続が必要な方を支援している。

今回も実は臨時国会で法的支援事業の特別措置法の成立を目指しておりました。被災者については資力要件を問わないで利用できるような扶助の制度、それからさっきの二重ローン問題とか、原発ADRなんかは、裁判手続かどうか微妙なところがありますから、そういうところも利用対象にするような扶助制度をつくるべきだという提案をしていたのですが、これも実はねじれ国会ということもあり、日弁連の働きかけがもうひとつ及ばなかったため、通常国会に先送りになったんです。それから日本の法律扶助は原則償還制なんです。費用を支援センターで一旦立て替えた後、利用者が返済する仕組みです。諸外国はほとんど低所得者の場合は給付制であって、返還は要しないんですけど、つい先頃は生活保護受給者が弁護士にいろいろ事件を頼むときも、立て替えた扶助費を生活保護費から返還されていたんですね。生活保護というのは、健康で文化的な最低限度の生活を営むためのもののはずなのに、それからむしり取るような扶助制度だったんです。これも生活保護受給者については免除制度というのが、日弁連の努力もありやっと導入されて、今は生活保護受給者と同じぐらいの低所得者についても一定の条件を満たせば、免除が受けられる状況になりつつあります。今度は震災孤児とか震災遺児がたくさん生まれていますが、子どものケアや、高齢者とか障がい者の問題にも取り組んでいるのですが、費用負担問題をきちんと解決しないと、弁護士が全部ボランティアでやることになる。弁護士も家族がいますから、ボランティアでは長続きしない。先進国はそういう扶助制度をきちんと作りながら法的需要を拡大をしていっているのに、わが国では基盤整備が進んでいない。だから、とにかく弁護士の数だけ増やし、市民に身近なところにそれこそ社会生活上の医師がいれば何とかなるんだということで突っ走ってきたんですが、それをやるためにはちゃんと制度をどうするかを検討しなければならないと思います。

それから、企業内弁護士や、公務員の中の問題も、実は日弁連はずっと努力はしてきているんですが、弁護士が確実に採用される制度的担保がないですね。それから、その問題では先ほど中川委員が隣接土業の問題を指摘されましたけれども、実は隣接土業もいれると1人あたりの法曹の人口の数は今、フランスを超えているんですね。

それから、日本は、法学部を残したまま法科大学院を導入しているんです。法学部を出た人は、国家公務員試験を受けて公務員になっているんですね。例えば東大法学部は残っていますから、法科大学院にわざわざ国家公務員になるために行かなくて、国家公務員の上級試験を受けてトップレベルの成績を取り、希望する省庁へ勤めればよいわけです。地方公務員もそうです。今法学部の学生が4万人います。アメリカは法学部がありません。

だから、ロースクールに入った人で弁護士資格を取った人は、企業内の採用をしているのです。土壌が全然違うところを全く同じように議論したらだめで、これも議論するときは4万人の法学部の存在というのを踏まえなければならない。そういうところから企業内の法務部とか、あるいは国家公務員とか地方公務員が採用されている。それとどれだけすみ分けができるかということが議論されないままに、抽象的に無限にニーズがあるんだということ言うことは問題です。韓国は法科大学院をつくったところは、法学部を廃止しているんですね。そういう制度的なことは全然やらずに、ただプロセスとしての法曹養成ということで、かけ声だけはよかったですけれど、そういう基盤整備がされていないのですよね。

ちなみに韓国では、最近、一定規模以上の上場企業に対して、遵法経営を主導する責務を負う専門家を常勤役員として設置することを義務づけるコンプライアンス・オフィサー（遵法支援人）制度が立法化されました。そういう制度的担保がないまま、営業努力は弁護士自身がやりなさいということなので、弁護士会も企業内弁護士の拡大などをやっているんです。ある企業では、法学部の学生から法務部の社員を採用して、法務部で会社の費用で社員をアメリカへ留学させて、アメリカのロースクールを出させて資格を取らせ、また日本に帰国させている。こういうことを上場企業でやっているところがあって、それと司法試験を受かった弁護士が競争しなければいけないというのが、今の実情です。法学部の4万人、それがロースクール生の競争相手になっているという問題も検討しなければいけないというようなところですね。

だからもう一回、もちろんアメリカから学ばなければいけないところがあるのですが、日本の実情とか隣接土業の問題とか法学部の存在とか、そういうことを踏まえて、法曹をどう育成しているか、それからどういうところにニーズがあるのかという再検討が必要なんじゃないですかね。だから日弁連としては司法改革が始まって10年ちょうど経ちましたので、そういう検証をもう一回して、そしてさらに改革を進めるというような考え方をしています。

中川委員がおっしゃったさっきの5万人のお話も、閣議決定をもう一回見直す必要があるだろうというのが、日弁連の立場なのですが、それをやるとフォーラムというところで国のレベルで見直しが始まりかけたところですので、もっとそういう大きな議論をそこでやっていただければと思っています。

それから、法学部もいる、いろんな隣接土業もいる中で、法曹養成の中で具体的にどういう法曹の像を求めているのかそれが何となく不明確な形で司法制度改革が進んできた。日本の中での隣接とも違う、それからただ法学部を出て企業の法務部に入っていたり官僚になる人とは違う法曹というのはどういうふうな質を持った人間なのか、そこが何か曖昧化されていて、そういう弁護士の資格を持った人がなぜ公務員として雇わなければいけないのか。そこに求められている法曹像・弁護士像が何か非常に曖昧なまま議論が進んでいったのではないかなという感じがしています。

(中川委員)

今の会長のお話を聞きまして、大変心強く思いました。非常に網羅的にすべての問題を把握されていると思いますし、少なくとも私もそのように考えておりまして、そういう前提でもう一度見直す必要があるのだと思います。

だから、例えば、極端な話かもしれないけれども、法学部を廃止して、そして法科大学院というものを日本の法曹を育てる学校にするということも考えられると思うんですね。その中で、コース、自分の能力と志向に応じてどういうコースを、もし隣接職種を残すのであれば、その中でコースを選ぶという方法もあるでしょうし、それからロイヤーという形で一本化して、それぞれの分野、能力と志向に応じた分野で働くというものもあるでしょう。

しかし、さっきフットさんが言われたように、結局日本では、ソーシャルワーカー的な人が不足している。間に何か落ちているような気がするんです。司法書士とか行政書士とか、ああいう手続の人、それから弁護士という法廷実務家。今の時代になってきますと、やっぱり社会的弱者のためのソーシャルワーカー的な人が、それは弁護士の仕事じゃないというような感覚もあって、司法試験などもそっちのほうは全然目が向いていませんから、フットさんが言われた問題もあるので、そういう隙間をなくするような制度にするというのが、一番いいのではないかなと。そのためにやはり大学教育も含めて、もう一回考える必要があると思っております。非常に今日はいいい話を伺ったというふうに思います。ぜひ、よろしく願いいたします。

(フット委員)

まさに基盤整備は非常に大事だと思います。先日の司法アクセス学会の話聞いて、確かにニーズは非常に大きいのはわかりますけれども、それは誰がペイするのか、という問題が頭に浮かびました。そのお金はどこから出るのかという大事な問題は、全然取り上げられなかったのですが、扶助制度が使えないというのは、それは悲しい話で、まさに基盤整備も必要だと思います。

法科大学院の教育の内容関連でもう一点追加しますと、すべての法科大学院が同じようなプログラムを提供するものではありませんし、そうすべきではないと思います。中には福祉と法との関連を重視する法科大学院、あるいは国際化を重視する法科大学院もあります。そのような分野、あるいは企業法務トレーニング等の分野で、じゃあ法科大学院の付加価値は何なのか、という課題もあるわけです。アメリカのことを考えますと、ロースクールを出てからいきなり企業法務に入るのではなく、法律事務所で経験を積んでから企業法務に移る、というパターンが定着しています。まさにビジネスセンスをつかんでから、そこからビジネスに行く、というわけです。いきなり実定法科目中心の勉強を2年間、あるいは学部段階を数えると5年間ずっとやってきた人で、そういうビジネス感覚がないまま企業法務に入るなら、企業側から見て、それは何なのかという疑問があっても当然なのかもしれません。それを考えますと、まさにビジネスセンスを意識した教育も必要だと思

います。福祉の場合、国際関連の場合等も、その分野にとって必要な要素を意識した教育も必要です。同じように、国家公務員、あるいは地方公務員の育成を考えた場合、立法学も当然に法科大学院で提供すべきです。立法学は、政治家だけではなくて、法律家のためでも重要であると思いますので、まさに同じように法曹養成の中身に関してもフォローしていただきたいと思います。

(北川議長)

湯浅委員、よろしくお願いします。

(湯浅委員)

ちょっと別の角度から意見というか要望ですが、パンフレットについてです。これを見ると、一番目のところに、法科大学院生の経済的支援で、給付型奨学金の話など書いてあるのですが、こういうことを書くときに、一番には書けないかもしれませんが、例えば一番後ろの7番とか、そういうところに一般の大学の給付型奨学金の話とか、法科とか法律生に限らないことにも触れておいたらいいいのではないかと思います。

それは、戦術的な問題ですけれども、ただのべき論というよりは、戦術的な判断としてですが、やっぱりこういう議論のとき、一番恐いのは、既得権益の墨守だと見られるのが一番恐いのではないかと思うんですね。今日の資料の4枚目のフォーラムの第一次とりまとめのまとめ方、経済状況調査の結果が出ていましたし、あのときの報道のされ方などを見ても、基本的にはやはり削りたい、貸与制に変えたいと思っている人たちは、これは既得権益問題なんだと問題をたてるんだと思うんです。

既得権益というのは、見ようによっては、すべてあらゆることが既得権益なのですけれども、今のご時世、既得権益というレッテルを貼られると非常に分が悪いというのが世の中の流れです。大学の奨学金は全部貸与制になって、取立がきつくなって、今はもう大学も経済的な理由で中退する方が7,000人ということですから、やっぱりこれはこれから少子高齢化の中でしっかり人材育成をして、生産性を高めて社会乗り切っていくという流れと逆の方向に物事が動いてしまっているわけで、そういうことに対する問題意識というのは、どこかでこの話と共通するものなんだと思います。

それが、法曹養成制度全体の育成の問題に間口が広がれば広がるほど、大学の在り方とか、そういう奨学金の在り方みたいなことも含めて問題になっていくと思うので、そのときに、どうせ弁護士の話だろうとか、俺ら逆立ちしたって弁護士になれないよという、そういう人たちの反発を受けてしまうようだと、中長期的にはうまくいかないのではないかと思います。そういう意味では、べき論の問題というよりも、戦術的な問題として、もちろんいろいろ政策論的に見れば別問題なのかもしれませんが、そうしたところに対する目配りというか、メッセージというか、そういうものが必要なのではないかと思います。

(北川議長)

ご見解はいかがですか。

(中西事務次長)

文部科学省は今年、画期的なことに給付制奨学金の創設を概算要求で掲げています。日本育英会の時代から日本の奨学金制度は貸与制で、給費制ではなかったのです。だから、給費制の奨学金は難しいというのがこれまでの文部科学省の見解だったのですが、民主党政権が今の経済的困窮に対して給費制奨学金を掲げたことも反映しているのでしょうか。問題は、どれだけそれが制度として現実化するかということです。

(湯浅委員)

かなり危ないと思います。いろんなところからのプッシュが必要ではないかと思います。

(海渡事務総長)

高校の無償化の問題などとも絡みますよね。高校、大学、大学院全部つながっていると思いますが。

(湯浅委員)

やっぱり普遍的な問題なわけですよね。労働組合も公務員もそうですけれど、既得権益擁護というふうにレッテルが貼られると、一気に世論が反対へ傾くので、やっぱりマルチステークホルダーというか、そういう人たちの広い問題なのだという訴え方がとても重要なのではと思います。

(北川議長)

では、豊副議長。

(豊副議長)

ちょうど10数年前、社会部の現場の記者で、司法制度改革審議会の議論をほぼ全部傍聴しました。あの頃は、法曹の数が足りないということが強調されました。司法改革の核心でした。今はもう亡くなりましたが、三ヶ月章さんが、「法学入門」で、3%の合格率はドイツだったら、憲法違反だと書かれていました。法曹の質というのは、量と関連がある、厚い層があって、質が上がってくるということを熱く語っていらっしやったことを思い出します。法曹人口を増やすということは、理念としてはいい方向に進んでいくんだなと期待を持って見守っていました。

その頃、法科大学院ができるというので記事に書きました。審議会での議論のように、法科大学院に行けば7割から8割が合格するということが実現すればいいんですけども、もし法科大学院が乱立して合格率が低迷するようなことになったら、国家的詐欺ではないかということを描きました。おそらく今の合格率が20数パーセントということで、懸念したことが起きているのではないかなと。なので、優秀な人も集まらなくなりつつある。当時、私のまわりには、新聞記者を辞めて法科大学院を目指した人もいますけれども、そういう人も行かなくなる。理系の人たちも行かなくなる。7割から8割を合格できるようにするという目標というのは多分下げたはいいかなというふうには個人的に思っています。そうするためには、法科大学院を減らすか、あるいは法曹人口を増やすか。7割から8割という目標は、ぜひ日弁連としては、法曹の量を増やすとか、そこはいろんなアプローチはあるんですけども掲げ続けてほしい。7割から8割受かりますから、どうぞ、

いろんな人が来てくださいというメッセージは、ぜひ出していただきたいというか、下げないでいただきたい。

そのために一体何が必要なのか、何が課題になっているのか。会長がおっしゃったような、いろんな制度、基盤が整っていないことも含めて検討すべきことがあります。ただ、やはり7割から8割が受かる普通の試験にする。そのためにどういうアプローチが可能なのかというような、そういう提言をしていただければというのが、この間ずっと議論を見てきた感想であります。

それと、当時、地方を歩いて弁護士さんのところを回ったりしたんですけれども、まだまだ例えば今被災地になっている東北のあたりでは、高利貸しが、まさに会長のご専門の高い金利でやって、ほとんど無法地帯になっている。弁護士さんがいれば解決するケースがたくさんありました。

ひょっとすると、法的需要は、東京とか大阪とか名古屋とか福岡など、大都市は満たされているかもしれないのですが、地方に行ったときに、ニーズが本当はないのかと思います。そこに需要と供給のミスマッチがないのかというようなことも、少し気になっていきます。

6,700人の新しい法曹が新しい仕組みの下で生まれています。新たな理念・制度の下で生まれた法曹の姿についても、検証していただければと思います。

議題 東日本大震災原子力発電所事故等に対する復興支援 (北川議長)

それでは、時間の都合もありますので、次の議題に進みたいと思います。議題2「東日本大震災原子力発電所事故等に対する復興支援について」、検討していきたいと思います。松岡副会長にご説明をお願いいたします。

(松岡副会長)

時間の都合もございますので、単刀直入に、ご意見をいただきたい点についてお伺いしたいと思います。

日弁連、この東日本大震災については、全国に被災者が避難されている状況ですので、全国の弁護士会をあげて取り組んでいます。被災地において、弁護士がいないために災害復興が遅れるということがあってはならないということで、現地に弁護士を派遣する、法律相談に出ていくことを含めて、常設的に弁護士を置くという制度を考えていろいろとやっているのですが、これがなかなか思うように浸透しない。外部についてもPR不足、認知不足という点があって、なかなか私たちが提供しようとするものが被災者のほうに届かないという状況が、今非常に大きな問題として出てきております。

例えば、新聞の全面広告、福島県の原子力損害賠償相談について福島県2紙に全面広告を出しましたが、翌日相談件数が若干上がったという程度で、それっきりになってしまいました。この点を反省しまして、ラジオ番組での情報提供など、新しい取り組みを始めて

いるところで、ケーブルテレビを使った広告もやってみようかというところではありますが、なかなか思うように浸透しないのが現状です。最近ちょっとそういった状況を改善する兆候としまして、南相馬市には区という行政単位があるのですが、その区長さんを通じて説明会を8月、9月と実施するという取り組みが行われ、非常に参加率が高いものになっています。大体7割から8割の世帯の方に、区長さんから呼びかけていただけるので、説明会場の公民館にたくさんの方が集まってこられる効果が上がっています。ただ、これも南相馬市という1地点に限っているということで、これを今後どう拡げていけばいいのかという問題がございます。

また、最近、双葉町が町民全体について、原子力損害賠償を弁護士に依頼しようという動きが出てきています。これについては12月のはじめに総決起集会が行われまして、そこに新里副会長が参加されておりますので、そのご報告の後、ご意見をいただければと思います。

(新里副会長)

では、新里から簡単にご説明いたします。12月3日、いわき市で総決起集会が開かれました。双葉町には約7,300人がいて、各地に避難をしている中で、福島県内には約3,300人、そのうち、約1,500人がいわき市にいるということで、そちらで総決起集会を開き、何とか全町民を救っていただきたいということでした。町民は、実は41都道府県にまたがって各地で生活をされています。それを全体で弁護士会のほうで原発賠償の関係で協力してほしいという格好でございます。町の機能は埼玉県の加須市というところにあり、そちらにも1,000人ぐらいの町民の方がいます。そういう各地に散らばっている被災者の方をどう集団的に解決できるか。町の絆を何とかつないでいく、そのために町長が音頭をとって弁護士会に依頼をしているということでございます。

被害の金額が確定していない中、どうやって全国各地にいらっしゃる方を救済できるか。日弁連は全国組織ですから、総力を挙げて救済していきたいと思っています。その弁護士団を12月25日に結成する予定でございます。いわゆる弁護士に依頼をして立ち上がる方と、高齢化している中でそれが難しいという方もいる中で、日弁連からすると、権利救済をするためにはその人にも努力していただいて、権利意識を持ってやろうなんていっている、実際はそんな場合ではないわけですね。降って湧いた被害で生活の再建も見えない中、どうやって支援していくかというのは、非常に難しい課題ですけれども、新しい全体を救済していく形について、日弁連、弁護士会、または弁護士を通して支援していきたい。これは大変なことだと思いながら、弁護士に対して何とかやってほしいという町の御依頼でございますので、支えていきたいと思っています。それが1つの大きな取り組みのパイプになっていくのではないかと思います。

(北川議長)

町を挙げて全体で弁護士会に依頼、相談があったということですが、町挙げてというのは、全国で1か所でございますか。

(新里副会長)

今のところはそうですね。

(北川議長)

そうすると、町ではなく、団体やグループなどで、弁護士会に依頼というのはあるのでしょうか。

(海渡事務総長)

南相馬市もかなりまとまってきております。南相馬市の場合も各自治体の区ごとに弁護士会の相談で回ってほしいというような依頼が来ていて、やっているという部分はあります。

(北川議長)

なるほど。

(新里副会長)

実際、依頼を受けているのは、弁護団という形になると思うんですね。弁護士会は全国ネットワークをつくってそれを支えていくという形です。

(宇都宮会長)

農協や漁協などは個別に顧問弁護士がいて、原発賠償の相談は行っていると思います。

(北川議長)

例えばそういうことですね。では皆さん、今の問題について、ご質問ご意見等どうぞ。

(湯浅委員)

周知広報については、私も日々苦勞していますが、これは個人情報についてはどういうルートなのですか。

(新里副会長)

双葉町の場合、町役場が全国に散らばった 7,300 人に通知を出すと。そして相談ができますのでということで、町の役場に一回集約をして、それを回していただくという格好です。

(宇都宮会長)

確かに個人情報の問題は大きいです。われわれも沖縄まで含めて全国に避難民がいるのはわかるのですが、各地の弁護士会からやっぱり一番の悩みは、避難民の情報を教えてくれといっても、個人情報の問題があって、地元の自治体が全く教えてくれない。そうすると、一般的に呼びかけても、避難されているところに確実に情報がいかない。ただ、今度は町自身が依頼者だから、全住民に伝えることはできるでしょう。

(海渡事務総長)

仮設住宅は場所がわかるから、そこに行って、各戸別に何とかできるのですが、借り上げ住宅に入った方は、教えてもらえないんですよ。どこにいるかもわからないということのようですね。

(湯浅委員)

だいぶ時間はかかってしまっているのですが、何とかこういうときに、個人情報を外部提供できるということを通じ何かで出せないかということやっていまして、どうしても総務省は出してくれないので、今、復興対策本部のほうで出せないかというのを検討しているんですが、そういうところで個人情報をとられるという条件を整えたいと思うんですが、社会福祉協議会なんかにはアプローチされているのでしょうか。

(新里副会長)

これは町から来ているので、その点では問題ないと思います。

(湯浅委員)

双葉以外のことについてはいかがですか。

(新里副会長)

まずは、こちらをやって、できれば双葉地方まで広げていきたいと考えています。それが次に例えば南相馬、それから二本松市とか、そのようにつながっていくのではないかと。1つのモデルケースとして成功させたいのです。こちらからアタックしても難しい中で、やはり自治体の協力は必要です。自治体は圧倒的に住民との信頼関係があるわけですよね。その信頼関係がないと、広い救済の枠組みが使えないんじゃないかなと感じています。

(海渡事務総長)

厚労省では、要するに拠点をつくって、そこでいろんな相談を受け付けるという議論をやられていますが、そこにも地元の弁護士会が一生懸命回ってはいます。

(中川委員)

私はあまり知識がないので、とんちかなことを言うかもしれませんが、こういう問題こそ何か仕組みづくりというのが一番大切なように思っているのですね。それももうちょっと公的というか、大きな仕組みといいますか、個人を見るのではなくて、被害者というもの、だからその人がご高齢であろうが、どこにおられようが関係なしに、被害を受けられたという方を十把一絡げでくれるような仕組み。

例えば、フットさんはよくご存じだと思いますが、アメリカなんかですと、誰かが独禁法の違反をして、大勢の消費者が迷惑を被るというような場合に、そのガバナーとか、州知事とかが原告になってそれで訴訟を起こしている。いわゆる父権訴訟ですよね。そういうものがあるんですね。そうすると、被害者の属性は問わずに、どこに誰がいるかもわからないわけです。そこは後に調べていくわけですが、そういうことはあまり最初からやらずに、ポーンと網を掛けて、そして被害というものを想定し、被害者を1人ひとり特定していくという、そんなやり方があるわけです。日本は、法制がありませんから、ちょっと難しいのかもしれないけれども、何か今のようなお話でやっていきますと、ものすごく時間かかるのと、それから漏れる被害者がどうしても出てくる。

それから、この問題は今、顕在化しなくても、必ず後に被害者となる方も、被曝の関係で出てくると思うのです。だから、そういう方も含めて把握できる、そういう仕組みを何かご提案いただくというのが、一番大切なんじゃないかという気がします。

(新里副会長)

確かに、今はこういう手続を何とか双葉町から始めていこうという話はしているんですけども、これでは不十分ですね。時間もかかる。漏れが出るかもしれない。新たな立法制度の中で、被害を受ける人が150万人と言われているわけですよね、それが救済されるような仕組みをやっぱりつくっていかねばということで、早急にここについてはまとめていきたいなど。まさしくそのとおりでございます。

(北川議長)

私もそう思うのですが、一点突破で双葉町とやられるのはいいですけど、結果、150万人を括りにしないと、これは永遠に解決できないということを弁護士会から堂々と真正面から言っていただかないといけない。そうじゃないと、双葉町とやられることはすごくいいことだと思うのですが、全体最適から部分最適という形の両方はどうなのですかね。現実的なのでしょうか。

(宇都宮会長)

日弁連でも、最近そういう発想、議論が出てきているところです。最初に考えたのは、できるだけ簡易迅速に救済するスキームづくりということで、原発ADRというのをつくりました。和解斡旋仲裁機関ですね。それをどこにでも配置すると。ところが、その機関というのは従来の損害賠償とか、私も大量の消費者被害事件をやってきましたが、そういうものが念頭にあったんです。つまり、権利行使する人が申立に来るはずだ、被害を受けているんだから、報道すれば殺到してくるはずだと。ところが、先ほどありましたように、原発の被害者というのは散り散りバラバラになって、生活基盤そのものが解体されているんですね。そういう中で高齢者もいますから、申立をする、届出をすること自体、大変な気力が必要なんですね。

そういうことがだんだんわかってきまして、もっと包括的な制度、極端に言えば自治体のほうにぼんとお金を賠償金払って自治体が配っていくとか、こういう制度でないと、特に高齢者には回らないんじゃないですかね。

(北川議長)

例えば私も仙台で被災した一人ですけども、私も損害賠償をすとか、そういう範囲の限定を全体のスキームでやるとか、そういう意味ですね。

(中川委員)

そういう意味です。

(宇都宮会長)

確かに中ぐらいの個々の損害賠償だとか、その権利ある人が申し立てるとか、そういうことを待ってということがわれわれの頭にあったんですが、どうもこの問題、特に被災者の場合は、生活基盤そのものが破壊されて、しかも散り散りバラバラになっていて、そういう中で申立をしるというほうが酷なのではというのは、先ほどの冒頭にお話ししましたような話を聞いて、思っているところです。現場の被災者の現状を踏まえた制度が必要で

す。従来の生活基盤がきちんとあって、住まいもあって、仕事もあって、その中の被害なら通常の日常生活をやりながら申立ができるんですけども、生活基盤そのものが破壊されてしまっているんですね。

(海渡事務総長)

やっぱり私たち法律家の発想としては、天災のときには責任を負う者はいないわけです。だから被災者生活再建支援法ということで国が支援しましょうと。けど原発については加害者がいるわけで、加害者が賠償するというのが国の仕組みであり、その賠償を速やかに効果的に進めようと思ったわけですね。国もそのように進んできたわけですが、でも、現実には賠償の窓口に来ることすらできない人がほとんどだということが、このところわかってきた。現に相談に行って、相談に応じてくださっている被災者の方もたくさんいますが、何か申立をして、自分の紛争を解決しようというよりは、むしろ誰かが救ってくれるのを待っているという状態の人たちが多いのではないかということが、やればやるほどだんだんわかってきた。もちろんつくった制度の下での損害賠償を進める、そのことによって被害の実態というのを可視的なものにしていくという作業としては非常に重要だと思っ

(北川議長)

賠償機構もできあがって、けども、本当に弁護士さんと法的な闘いをやったほうが早いんじゃないかなという気も私はしていて、双葉町でやっていただいたことは、いろんなことが全体の見本になりますよね。そういうことは、お考えいただくほうが私もいいかなと思います。今、中川委員のおっしゃったことにあわせてですが。

(松永委員)

原発の賠償のときに、東電から出た資料がものすごく分厚くて、とてもじゃないけれども、一般人が読みこなせる量ではなく、それが簡易化されたということがありましたが、それには日弁連さんは関わられたのですか。

(新里副会長)

特に簡単なものをつくったのは、埼玉の弁護士団でして、それが簡単な原発賠償の申し出ということで、双葉町でもそれを使うということになっている。それを今、日弁連のホームページでもアップしています。

(松永委員)

家が流されているのに領収書など、あり得ないものを提出するとか、見ただけで気持ちを萎縮させるような厚さとか、そういうところで本当に包括的な努力が必要だと思います。もう9か月経っているわけですから。9か月でどれぐらい賠償額の申請があったのでしょ

うか。

(海渡事務総長)

ほとんど進んでいないです。

(松永委員)

そこが問題ですよ。

(澤井副会長)

今おっしゃった通り、東電は当初はとても厚いものを作り、その後で反省してもう少し薄いものに変えた。それでもだめなんですね。今、新里副会長が言ったように、弁護団として簡易の申立書をつくらうということで、埼玉弁護士会の方がつくって、それがこれから運用されようとしているのですが、今の制度的な枠組みとして原発事故に関しては、紛争解決センターというADR、裁判外の紛争解決機関がありまして、今まで弁護士は、原発被害に関してはそこに申立をしてくだささいということをやっているんですが、そこがまだ十分ではない。今度、原子力賠償支援機構というのができて、そこが被災者の支援をします。それに関してはまずは相談をしなければいけないというので、私は第二東京弁護士会会長でもあるのですが、各県にそれぞれ弁護団ができて、東京は東京三会で弁護団をつくってまして、そこが中心になり、今、相談に行こうとしている。今までのべ2,000人ぐらいが相談に出ているのですが、それをもっと今度は集中的に、毎週末には支援機構の支援で弁護士がそこに行く。東京の弁護士が中心ですけれども、関東の弁護士会の中から弁護団の人たちが行くようになっています。全体の枠組みとしてはできているのですが、支援機構が支援していく形です。

なぜ、早いうちにやれないのかということ、弁護団でもよく考えています。個人申立だと処理センターのほうでもう一回相談しなくてはいけないので大変なんです。だから弁護士がついて、もっと集団としてやってくれないかということが言われてまして、東京の場合はまずは同じような損害がある方を集めて、とりあえず全体としては足りないけれども、一定部分だけ、問題のないところだけADRに申立をして、そしてADRのほうで結論を出してもらおうということをやろうかと、今、検討しています。

そのように日弁連が中心になって、各地の弁護団でそういう取り組みはしていますが、まだちょっとやりきっていない。なんといってもたくさんの被災者がいらっしゃるということで、でも近いうちにはそういうことができるようになるだろうと思います。

(松永委員)

被災者が150万人いらっしゃって、ひとつの漏れもないとか、そこまで厳密にやっていたら、いつまで経っても追いつかないと思うんです。そこで、最低ここだけはいつまでにやるというようなことで目標設定していかないといけない。100パーセントなんてまずできないので、まずは90パーセントを助けるという、そういう発想から積み上げていただく必要があるかと思います。

それから、私はメディアに関わっていて思うのですが、今はもう9か月、あと1年経過

に向けての企画が始まっています。結局、こんな被災を受けて大変だったという話ばかりで、先ほど会長が冒頭におっしゃったようなリアルな話をもっと吸い上げるような仕組みになっていないように感じます。また1年経って3.11のときに、女性が亡くなる直前まで放送していたといった美談を再度流すのではなく、その後の事例をすくい上げるような仕組みにしていかなければならない。2万5000件の相談があったということですが、それがどういう内容で、どういうものだったかというのを具体的に日弁連から出していただきたいんですよね。そうすると、メディアとしては取材がしやすい。その辺がまだ伝わってきていないように思います。

(海渡事務総長)

災害対策の広報戦略というのを広報室室長が一生懸命考えているところです。

(生田広報室室長)

ちょっと手詰まり感があるところです。本当に今、相談が約3万件上がっているのですが、それこそ記者レクとか会見とか何度も何度も出して、相続の相談も減っていないとか、原発はそれこそ市町村単位で、ここはこんなに増えていて、ここはちょっと止まっていたとか、そういうのも出してはいるのですけれども、なかなか記事になっていかないという実感です。その中で先ほどおっしゃっていたリアルな話ですね。先ほどの納骨もできずにいるおばあさんの話とか、新里副会長がずっとご相談を受けていたいちご農家の方の話とか、やっぱりそういうものを素材も含めて、ここに取材に行けば対応できますよというを提供するとか、そこまで考えないと、なかなか実際の報道につながっていかないというのがあります。今はそういうところまで視野に入れておかないといけないと思っています。

(海渡事務総長)

昨日、僕もある動きがあって、いわき市に行って被災地を回ってきたんですが、仮設住宅があって、人が暮らしているわけですね。それを見ると、何かうまくいっているように見えるんだけど、だけどもいろいろ話を聞いてみると、もう損害賠償する意欲すら失っているような人が結構いる。そこにまた賠償の申立をしなければいけないということで弁護士が回っても、むしろ責められてしまう。ここで委任したらどんな結論を出してもらえるんだというような、そういうとげとげしい対応になってきているというか、何で被害を受けた自分たちが自分の方から何かしなければいけないのかという話になる。そう言われてみればそのとおりなのですよ。そういう心理になってしまうのは当然です。だから、相当状況は深刻ですね。不満はものすごく高まっているけれども、それをきちんと組織化して、集团的に何か力にしていく必要がある。双葉町は今それを一生懸命やられようとしているのですが、本当に大変なことだなという印象です。

(北川議長)

日弁連さんにはしっかりやってもらわなければいけない。それはどういうことかということ、この国は今どこに置かれているかということや弁護士会としてきちんと出していくというような格好になったときに、こんな国でやることじゃないかとおっしゃらずに、わ

がこととしてといいますか、会をあげて、取り組んでいただきたい。

(海渡事務総長)

まさにやろうと話し合っていたのです。

(北川議長)

その背景から出たお言葉だと思いますが、私は会長さんが中心になってやる課題であって、だから全体でどうするかとか、あるいは双葉町でやられたことをどう波及させるかとか、いろんなことに全力をあげてやっていただくような感じがするとよいと思います。

(中川委員)

今、海渡さんがおっしゃったことはものすごく大事なことだと思うんです。というのは、そういう報道ありませんもの。そうでしょう。こっちでこういう気の毒な話があると。それで、こういう美談はたくさんあると。だけど、一体どうしたらいいかという話はマスコミもしないし、それから被害といったって、被害はもうわかっているわけですよ。その後、どういう状況で皆さんが暮らしているか。こここのところが足りない。だから、時間が経てば何とかなるだろう、そういう雰囲気になっていきますよね。政治が何とかしろとか、だけどそんなことではないのだということを、第一は、やっぱりこれはマスコミの責任だと私は思います。

(北川議長)

私は弁護士さんにそこを突いてほしい。

(中川委員)

言わないと、じゃあどうしてあげたらいいんだというようにつながってこないんですね。

(宇都宮会長)

たまたま冒頭話したお話をしたところ、ある新聞社で、ぜひ、その人に会いたいということで取材に行った方がいましたが、やはり特に東京では抽象的な報道が多いように感じます。現地に入って這いつくばって、そこで生活して生きている人の生の声を取材するというのが、すごく大切だと思います。そこが少ないですね。

(中川委員)

もう9か月経っているわけですから、何か具体的なものが出てこなければおかしいんですよ。この被害救済の考えが何もないというのは、いかにも不自然ですね。だから、やっぱりここは積極的に、日弁連でもどこでもいいのですが、提言をどんどんどんしていただきたいと、私も思います。

(長見委員)

前々回ぐらいに、前回のJCOの被害のときにやったことを経験にして、マスでやらないととても大変ですよというお話をしたと思うのですが、本当に個々の人の請求に対応するというシステムは全く機能しないと思うんです。原発事故の問題ですけど。それが、やっぱりある程度マスで漏れなく、細かくということではできないシステムにして処理してい

かないと、時間がかかりすぎると思うんですね。時間がかかるということは、結局救済できないということになると思うんです。ですから、何とかある程度のルーティン化をして対応するという方策にさせていただくことと、システムをつくり、関わるのに日弁連だけということではなく、もう既にされているかもしれませんが、いろいろな組織と一緒に作りあげないと、法律関係だけの話ではないと思うんですね、損害の考え方というのは。

それから、もう1つ、先ほど個人情報のおっしゃいましたけれども、個人情報というのはいろんなところで障壁になって、私は個人情報保護法をつくる運動をした経験があって、忸怩たるものがあるのですが、これはやっぱり行政の関わりで、どっちが大事かというところですね。私たちの分野では製品安全で、欠陥商品が出回っているのに、流通事業者にはわかっていても個人情報を盾にして連絡できないというときに、法律を変えてもらっているのです。消費生活用製品安全法を変えてもらって、そういうときには流通事業者は個人情報も出していいというような項目を入れてもらったんです。

ですから何かそういう方策を取り込んで、どちらが大事かというウエイトで、救済をするほうに個人情報保護の考え方についてちょっと角度を変えてみていただくことができるんじゃないかと思うんです。それは、行政、内閣府だとかそういうところと調整していけばできるんじゃないかという気もするので、ぜひ頑張ってくださいと思います。本当に全国に散り散りになっていて、そこに存在する人がいるというのがわかっていても、救済できないというのはおかしいことだと思います。ぜひそういう多面的な検討もお願いしたいと思います。

(北川議長)

ありがとうございます。あとはよろしいでしょうか。

それでは長時間ご熱心にご議論いただきましてありがとうございます。私も最後に一言だけお願いを申し上げます。弁護士さんの枠の拡大ということを場面転換で、フット委員もおっしゃり、中川委員もおっしゃりましたが、従来の発想と、お互いこの弁護士会との話が一步も出ていないような気がちょっとしたのです。したがって、例えば私が担当してきた地方自治などでも、分権社会は止まりませんね。中央集権は法体系でも、あるいは政党的にも終わってしまっただけということだと思います。そうしたら、これから地方の自治体が一体どういう対応ができるかについては、全く今までの国依存だったわけですから、わからないんですね。そういうときにいわゆる法専門家の弁護士の先生方がどう関わり合いを持つかというのは、政府に対してこうだとかというのではなく、自分たちが議論をぶっかけながらリードしていくような状態もおつくりをいただかないと、私は自治体が持たなくなる心配があると思うんです。

すなわち、国の指示に従ってやっていけたらよかったのが、もう安定社会じゃないですから、地方の自治体も複雑多岐にわたる、あるいは科学的な根拠もいっぱい必要になってくる。早い話が、役場の係長が全部仕切られた時代は終わっていると思うんですね。したがって、そういう社会をつくっていただかないと、いわゆる専門家としての発言力といえますか、

それは法曹人口云々のことを含めて社会全体の問題を大きく問題提起していただけたらありがたいと、そう思いましたので、申し添えさせていただきたいと思います。

それでは、今日は長時間ご審議をいただきありがとうございました。

議題 第33回市民会議日程について

(北川議長)

最後に、次回の第33回の市民会議の日程は、平成24年3月19日が現段階で9名の方が参加可能なので、この日に実施したいと思います。時間は午後3時から午後5時です。よろしくご了解をいただきたいと思います。

これで本日予定しておりました審議は終了いたします。

7 閉会

(北川議長)

それでは、第32回の日弁連市民会議を閉会させていただきたいと思います。ありがとうございました。(了)